

○厚生労働省告示第百三十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項及び薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、平成二十六年三月三十一日までに検定の申請のあるものに係る手数料については、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

1の生物学的製剤の表インフルエンザワクチンの項中「624,600円」を「636,400円」に、「719,400円」を「732,300円」に改め、同表インフルエンザHAワクチンの項中「481,800円」を「490,800円」に、「654,500円」を「667,600円」に改め、同表細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）の項中「327,300円」を「332,600円」に、「142,200円」を「144,100円」に改め、同表沈降インフルエンザワクチン（H5N1株）の項中「551,900円」を「563,000円」に、「444,400円」を「452,500円」に、「159,500円」を「161,600円」に改め、同表沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）の項中「280,600円」を「285,100円」に、「141,100円」を「141,700円」に、「159,500円」を「161,600円」に改め、同表乳濁A型インフルエンザHAワクチン（H1N1株）の項中「462,200円」

を「469,500円」に、「606,800円」を「616,300円」に改め、同表乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）の項中「97,800円」を「99,300円」に、「457,100円」を「464,700円」に、「317,700円」を「321,400円」に、「601,700円」を「611,600円」に、「462,200円」を「468,200円」に、「746,200円」を「758,400円」に、「606,800円」を「615,000円」に改め、同表乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン（H1N1株）の項中「410,000円」を「416,700円」に改め、同表乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチンの項中「3,862,700円」を「3,935,800円」に改め、同表乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの項中「27,742,400円」を「28,023,000円」に、「13,824,200円」を「13,885,000円」に、「867,100円」を「871,700円」に改め、同表ガスえそウマ抗毒素（ガスえそ抗毒素）の項中「226,900円」を「231,200円」に改め、同表乾燥ガスえそウマ抗毒素（乾燥ガスえそ抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表不活化狂犬病ワクチンの項中「707,700円」を「724,300円」に改め、同表乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンの項中「709,500円」を「726,600円」に改め、同表コレラワクチンの項中「157,300円」を「160,200円」に改め、同表乾燥ジフテリアウマ抗毒素（乾燥ジフテリア抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表ジフテリアアトキソイドの項中「671,100円」を「687,400円」に、「504,100円」を「516,100円」に改め、同表沈降ジフテリアアトキソイドの項及び同表成人用沈降ジフテリアアトキソイドの項中「671,100円」を「687,400円」に、「504,100円」を「516,100円」に改め、同表ジフテリア破傷風混合トキソイドの項及び同表沈

降ジフテリア破傷風混合トキソイドの項中「1,537,100円」を「1,575,600円」に、「898,400円」を「920,400円」に改め、同表水痘抗原の項中「390,500円」を「399,300円」に改め、同表乾燥弱毒生水痘ワクチンの項中「818,800円」を「830,000円」に改め、同表腸チフスパラチフス混合ワクチンの項中「251,400円」を「255,800円」に改め、同表精製ツベルクリン（一般診断用）の項中「417,800円」を「426,700円」に改め、同表痘そうワクチン（痘苗）の項中「612,400円」を「622,700円」に、「706,600円」を「714,300円」に改め、同表乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）の項中「612,400円」を「622,700円」に、「1,396,500円」を「1,411,800円」に改め、同表細胞培養痘そうワクチンの項中「1,324,600円」を「1,341,900円」に、「693,700円」を「701,100円」に、「726,600円」を「734,900円」に改め、同表乾燥細胞培養痘そうワクチンの項中「1,324,600円」を「1,341,900円」に、「1,383,600円」を「1,398,700円」に、「1,467,400円」を「1,484,900円」に改め、同表日本脳炎ワクチンの項中「774,400円」を「788,300円」に改め、同表乾燥日本脳炎ワクチンの項及び同表乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの項中「800,800円」を「815,400円」に改め、同表肺炎球菌ワクチンの項中「572,000円」を「581,600円」に改め、同表沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の項中「448,100円」を「457,800円」に改め、同表沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の項中「952,500円」を「973,500円」に改め、同表破傷風トキソイドの項及び同表沈降破傷風トキソイドの項中「951,800円」を「975,200円」に、「480,200円」を「

491,300円」に改め、同表乾燥はぶウマ抗毒素（乾燥はぶ抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表沈降B型肝炎ワクチンの項及び同表沈降B型肝炎ワクチン（huGK-14細胞由来）の項中「3,880,700円」を「3,954,300円」に改め、同表組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）の項中「3,880,700円」を「3,954,300円」に、<sup>2)</sup>「3,834,000円」を「3,906,900円」に改め、同表組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来）の項及び同表組換え沈降pre-S2抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン（酵母由来）の項中「3,880,700円」を「3,954,300円」に改め、同表乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）の項、同表乾燥BCG膀胱内用（日本株）の項及び同表乾燥BCGワクチンの項中「112,100円」を「114,200円」に改め、同表組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）の項中「377,500円」を「383,300円」に改め、同表組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）の項中「277,800円」を「281,700円」に改め、同表経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンの項中「1,090,500円」を「1,112,400円」に改め、同表百日せきワクチンの項中「983,600円」を「999,900円」に改め、同表沈降精製百日せきワクチンの項中「1,082,400円」を「1,108,200円」に改め、同表百日せきジフテリア混合ワクチンの項中「128,300円」を「131,300円」に、<sup>2)</sup>「1,568,800円」を「1,600,300円」に、<sup>1)</sup>「1,401,800円」を「1,429,000円」に改め、同表百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの項中「128,300円」を「131,300円」に、<sup>2)</sup>「117,800円」を「119,400円」に、<sup>2)</sup>「2,397,000円」を「2,450,500円」

に、「1,758,300円」を「1,795,300円」に改め、同表沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの項中「128,300円」を「131,300円」に、「117,800円」を「119,400円」に、「2,495,800円」を「2,558,900円」に、「1,857,200円」を「1,903,700円」に改め、同表沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンの項中「128,300円」を「131,300円」に、「117,800円」を「119,400円」に、「763,500円」を「774,300円」に、「4,507,800円」を「4,615,500円」に改め、同表乾燥弱毒生風しんワクチンの項中「30,652,100円」を「30,945,600円」に、「16,782,900円」を「16,858,000円」に、「27,072,000円」を「27,344,900円」に、「13,202,800円」を「13,257,300円」に、「909,000円」を「915,900円」に改め、同表乾燥へモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）の項中「283,400円」を「287,700円」に改め、同表発しんチフスワクチンの項中「511,800円」を「522,500円」に改め、同表乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表経口生ポリオワクチンの項中「49,237,300円」を「50,254,800円」に、「7,193,600円」を「7,276,000円」に改め、同表不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）の項中「1,274,400円」を「1,301,600円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しんワクチンの項中「32,617,400円」を「33,070,300円」に、「12,524,800円」を「12,581,400円」に、「867,500円」を「873,200円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチンの項中「2,537,600円」を「2,549,100円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの項中「2,068,700円」を「2,0

86,100円」に改め、同表乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンの項中「2,187,300円」を「2,231,900円」に改め、同表ワイル病秋やみ混合ワクチンの項中「575,400円」を「586,500円」に改め、同表加熱人血漿たん白の項中「139,200円」を「141,700円」に、「121,800円」を「124,400円」に改め、同表人血清アルブミンの項中「139,200円」を「141,700円」に、「121,800円」を「124,400円」に改め、同表乾燥人フィブリノゲンの項中「256,700円」を「262,300円」に、「239,200円」を「245,000円」に改め、同表乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子の項中「241,900円」を「246,700円」に、「224,500円」を「229,400円」に改め、同表人免疫グロブリンの項中「349,800円」を「356,000円」に、「332,400円」を「338,700円」に改め、同表アルキル化人免疫グロブリンの項中「406,600円」を「413,000円」に改め、同表乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリンの項中「434,700円」を「442,800円」に、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥スルホ化人免疫グロブリンの項中「446,900円」を「454,300円」に、「429,400円」を「436,900円」に改め、同表pH4処理酸性人免疫グロブリンの項中「434,700円」を「442,800円」に、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）の項中「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥pH4処理人免疫グロブリンの項中「434,700円」を「442,800円」に、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥ペプシン処理ラスミン処理人免疫グロブリンの項中「446,900円」を「454,300円」に改め、同表乾燥ペプシン処理

人免疫グロブリンの項中「139,200円」を「141,700円」に、「121,800円」を「124,400円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの項及び同表乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの項中「434,700円」を「442,800円」に、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表抗H B s 人免疫グロブリンの項及び同表乾燥抗H B s 人免疫グロブリンの項中「493,800円」を「504,600円」に、「476,400円」を「487,200円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理抗H B s 人免疫グロブリンの項中「578,700円」を「591,300円」に、「561,200円」を「573,900円」に改め、同表乾燥ポリエチレングリコール処理抗H B s 人免疫グロブリンの項中「578,700円」を「591,300円」に改め、同表抗D (R h o) 人免疫グロブリンの項中「171,900円」を「175,200円」に改め、同表乾燥抗D (R h o) 人免疫グロブリンの項及び同表乾燥抗破傷風人免疫グロブリンの項中「0円」に改め、同表抗破傷風人免疫グロブリンの項及び同表乾燥抗破傷風人免疫グロブリンの項中「347,000円」を「355,300円」に、「329,500円」を「337,900円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの項中「431,800円」を「442,000円」に、「414,400円」を「424,600円」に改め、同表乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの項中「431,800円」を「442,000円」に改め、同表乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢの項中「257,700円」を「262,600円」に改め、同表人ハプトグロビンの項中「239,200円」を「243,800円」に、「221,700円」を「226,500円」に改める。